

2015 年度

卒業論文
アイヌ民族と先住民族教育

慶應義塾大学 法学部政治学科
塩原良和研究会

学籍番号 : 31154437

熊谷康汰

■目次

1. はじめに

1-1. 問題意識

1-2. 研究目的

2. アイヌ民族の定義と研究

2-1. 先住民族とは誰か

2-2. 先住民族と先住民

2-3. アイヌ民族とは誰か

2-4. アイヌ民族研究に関する研究倫理問題

3. アイヌ民族と教育

3-1. 先住民族の教育権

3-2. アイヌ民族の教育に対するニーズ

3-2-1. アイヌ民族に関する法律(案)

3-2-2. 北海道アイヌ生活実態調査と北海道大学アイヌ民族生活実態調査

4. 「民族教育機関設立要求」に関する先行研究

5. アイヌ民族教育政策の展開

5-1. ウタリ懇談会と文化振興法・アイヌ文化振興研究推進機構

5-2. アイヌ懇談会とアイヌ政策推進会議

6. アイヌ民族教育の実現

7. おわりに

1. はじめに

1-1. 問題意識

グローバル化によって国境を越えての人や物の移動は活発になり、「多文化共生」という言葉をよく耳にするようになった。1989年の出入国管理及び難民認定法の改正を境に、「ニューカマー」と呼ばれる日系人や外国人労働者が増え、2005年には総務省に「多文化共生の推進に関する研究会」が設置され、多文化共生政策への注目が高まっていった。2020年に東京オリンピックを控えて、国内での多文化共生に関する議論はさらに高まっていくだろう。しかし、「多文化共生」は、多くの場合、日本人とニューカマーである外国人の関係性に限定して語られ、「在日コリアンやアイヌ民族、琉球・沖縄の人々などが経てきた受難の歴史が忘却されてしまいかねない」¹という問題が指摘されている。しかし、これからの社会の多文化化に伴うグローバルな社会問題に対応していくには、オールドカマーと呼ばれる在日外国人や先住民族の問題に真摯に取り組むことこそ必要なことなのではないだろうか。

先住民族は、現在も世界の多くの地域で不利な状況に置かれている。先住民族の権利の向上は21世紀の国際的な課題であると言えるだろう。2014年8月に札幌市議会議員が「アイヌ民族なんて、いまはもういないんですよね」「利権を行使しまくっているこの不合理」とツイッターに書き込みしたことは、大きな問題となった²。この議員はアイヌ民族に対する支援策への不満を抱いていたとみられるが、民族の存在を否定することはアイヌ民族の尊厳を著しく侵すことであり、言語道断である。日本政府がアイヌ民族を「先住民族」と認める官房長官談話を発表したのは2008年であり、今後アイヌ民族の権利を向上させる建設的な施策が求められる。内閣府が2013年に実施した「アイヌ政策に関する世論調査」³によると、「重要だと思うアイヌ関連施策（複数回答）」という質問に対して、「アイヌの歴史・文化の知識を深めるための学校教育」を挙げた者の割合が51.3%と最も高い。また、「アイヌについて知ったきっかけ（複数回答）」では、「テレビ・ラジオ」の51.0%に続いて、「学校の授業」(43.8%)が二番目に高い。アイヌ民族理解に学校教育が大きな役目を果たしていることがわかる。しかしこの世論調査では、95.3%の者が「アイヌという民族がいることを知っている」と答えた一方、そのうち「アイヌの人々が先住民族であるということ」を知っている者の割合は68.3%に過ぎず、「アイヌの人々が北海道や首都圏など全国各地で

¹ 塩原良和『共に生きる 多民族・多文化社会における対話』弘文堂、2012年、pp28

² 『朝日新聞』2014年8月19日 朝刊社会2面

³ 内閣府大臣官房政府広報室「アイヌ政策に関する世論調査」内閣府HP参照 (<http://survey.gov-online.go.jp/h25/h25-ainu/index.html>) 2015年1月11日閲覧

暮らしていること」を知っている者の割合は 48.0%である。国民のアイヌ民族への理解が十分でないことが伺える。

進展するグローバリゼーションに対応すると同時に、私たちは積極的にアイヌ民族を理解し、アイヌ民族の権利を向上させる教育を実現させなければならない。

1-2. 研究目的

本稿ではアイヌ民族に関わる教育施策を考察し、アイヌ民族の地位を向上させる可能性を検討したい。アイヌ民族に関する研究はこれまで歴史学、考古学、人類学の分野で進められてきた⁴。過去の事実や伝統としてのアイヌの歴史や文化に関する研究が積み重ねられてきたのに対して、現代に生きるアイヌ民族の問題に向き合う学術的なアプローチが求められている。アイヌ民族の生活に寄り添うかたちで社会学的にアイヌ民族に関する教育について分析を試みたい。また、教育は先住民族問題に取り組む上で最も重要な事柄のひとつである。教育は先住民族の自律を促進し、非先住民族の先住民族への理解を求めるなど多元的な役割を持つ。アイヌ民族に関する教育に対してどのような施策が求められているかを明らかにすることで、アイヌ民族の地位向上への道筋を示したい。

2. アイヌ民族の定義と研究

2-1 先住民族とは誰か

これまで先住民族について、国際的に明確な定義はなされていない。2007年に国連総会で採択された「先住民族の権利に関する国際連合宣言（以下、先住民族の権利宣言）」は先住民族の権利を定めた画期的な宣言であったが、先住民族の具体的な定義は定められていない。これは「先住民族と自認する集団は、定義をするのではなく当該集団が先住民族かどうかを自ら決めるべきだと主張」⁵しており、先住民族問題に取り組む国際機関や NGO がこれを支持しているという背景がある。先住民族の権利宣言に先立って、国際労働総会（以下、ILO）が1989年採択した「独立国における先住民族および種族民に関する条約（第169号）」の「第1部 一般方針」の第1条では、以下のように記されている。

第1部 一般方針

第1条[適用範囲]

⁴ 「2008年 北海道アイヌ民族生活実態調査報告書 現代アイヌの生活と意識」北海道大学アイヌ・先住民族研究センターHP参照 (<http://www.cais.hokudai.ac.jp/result/>) 2015年1月20日閲覧

⁵ スチュアート・ヘンリ「先住民の歴史と現状」窪田幸子・野林厚志編『「先住民」とはだれか』世界思想社、2009年、pp18

1. この条約は、次のものに適用する。
 - (a) 独立国における種族民であって、その社会的、文化的及び経済的な条件が、その国民社会の他の部門と異なり、かつその地位が全部又は一部それ自身の慣習もしくは伝統、又は特別の法律もしくは規則によって規律されている者
 - (b) 独立国における民族であって、制服もしくは植民地化又は現在の国境が画定されたときに、その国又は国の属する地域に居住していた住民の子孫であるために先住民族とみなされ、かつ、法律上の地位のいかんを問わず、自己の社会的、経済的、文化的及び政治的制度の一部又は全部を保持している者
2. 先住民族又は種族民としての自己認識が、この条約の規定が適用される集団を決定するための根本的な基準とみなされるべきである。
3. 本条約での「民族」という用語の使用は、国際法においてこの用語に付される権利に関し何らかの意味合いを持つものと解釈されてはならない。⁶

この条文は「先住民族や種族民を定義しようとするものではなく、定義の適用範囲を定めようとした」⁷ものである。第1条第1項で対象となる人物を述べておきながら、第1条第2項で「先住民族又は種族民としての自己認識が、この条約の規定が適用される集団を決定するための根本的な基準」と示している。しかし、これに対して1995年11月の「先住民族の権利に関する国連宣言案作成のための作業部会」では「この定義を置くと先住民族や種族民がその成員やアイデンティティ、地位などを決定する際の排他的な権利を否定することとなり、彼らの自己決定権を否定するものである」⁸という主張が多くなされた。また、先住民族を厳密に定義してしまうと、正当に先住民族の地位を求める集団が除外されてしまう恐れもある⁹。以上のような経緯により、先住民族の権利宣言などでは国際的な先住民族の定義はあえて定められていないが、今までに多数の研究者によって先住民族の定義に対する見解が与えられている。例えば、野本博之はこれを「国際法上の Indigenous Peoples の訳で、近代国家形成の過程で、近代国家の植民地主義により土地や文化、言語を奪われ、抑圧されてきた集団で、民族としての独自性を有し、国際法上の権利主体として認められる民族集団」¹⁰として国際法との対応関係によって定義したのに対し、上村英明は

⁶ トメイ, M・スエプストン, L 苑原俊明・青西靖夫・狐崎知己訳「先住民族の権利 ILO 第169号条約の手引き」論創社、2002年、pp69-83

⁷ 同上、pp22

⁸ 同上、pp22

⁹ スチュアート・ヘンリ「先住民の歴史と現状」窪田幸子・野林厚志編『「先住民」とはだれか』世界思想社、2009年、pp18

¹⁰ 野元弘幸「序：アイヌ民族・先住民族教育研究の課題と展望」日本社会教育学会編『アイヌ

「近代国家が『国家形成』の名目のもとで、『野蛮・未開』と見なした民族の土地を一方的に奪ってこれを併合し、その民族の存在や文化を受け入れることなく、さまざまな形の『同化主義』を手段としてその集団を植民地支配した結果生じた人々」¹¹と政治的制圧の背景に注目して定義している。またスチュアート・ヘンリは、先住民族とは誰かを示す要件として以下の4つを挙げている。¹²

- ①先住性 植民地経営当初、居住域の原住民の集団とその子孫の特性。
- ②被支配性 植民地支配が及んだ居住域で独自の生活様式を享受できない劣勢な社会的・法的な状況の集団とその子孫のもつ特性。
- ③歴史の共有 歴史的な居住地において、植民地経営開始当時の原住民の子孫との歴史的連続性があること。
- ④自認 自ら先住民族であると認識する集団とその成員。

本稿ではヘンリに習い、以上の要件を満たす人々を先住民族と呼ぶこととする。ただしヘンリは、①の先住性について、「ある先住民族はその居住地域におけるもっとも古い居住者とは限らない」¹³とする。アメリカ中西部のカイオワや南西部砂漠地帯のアパッチやナバホなどのように、その地域にもともと暮らしていた先住民族を追い出した歴史があっても先住民族と認識されている例がある。なぜなら、ここで「先住性」という概念は、最も古くから居住していたことよりも、植民地経営が開始した当初にその地域に原住していた、あるいはその地域から強制移住されたことを意味するからである。

以上のように先住民族は国際的に厳密な定義を与えられていない背景があるため、先住民族の数を把握することは大変難しい。参考として国際連合広報センターは、「現在少なくとも5,000の先住民族が存在し、住民の数は3億7,000万人を数え、5大陸の70カ国以上の国々に住んでいる。」¹⁴としている。

民族・先住民族教育の現在』東洋館出版社、2014年、pp9

¹¹上村英明、『先住民族の「近代史」』平凡社、2001年、pp11

¹²スチュアート・ヘンリ「先住民の歴史と現状」窪田幸子・野林厚志編『「先住民」とはだれか』世界思想社、2009年、pp18-19.

¹³ 同上、pp19

¹⁴国際連合広報センター「先住民族」国際連合 HP 参照

(http://www.unic.or.jp/activities/humanrights/discrimination/indigenous_people/)

2015年1月8日閲覧

2-2 先住民族と先住民

先住民族と先住民の違いについては、「indigenous peoples を先住民族の用語で扱い、民族としての集団性を念頭に置く場合に利用する。一方、先住民の語は、集団に属する個人や集団性を念頭におかない場合に用いる」¹⁵とすることが多い。また、スチュアート・ヘンリは「特定の集団(民族)を『先住民族』と記し、世界の諸集団全般を『先住民』と記す」¹⁶とする。本稿では「民族としての独自性と国際法上の権利が認められる」¹⁷民族として、「先住民族」を使用し、権利主体としての民族集団の教育権を検討する。

2-3. アイヌ民族とは誰か

日本の先住民族であるアイヌ民族は、「おおよそ 17 世紀から 19 世紀において東北地方北部から北海道（蝦夷ヶ島）、サハリン（樺太）、千島列島に及ぶ広い範囲」¹⁸に先住していた民族である。2008 年 6 月 6 日、第 169 回国会の衆参両院本会議において「アイヌの人々を日本列島北部周辺、とりわけ北海道に先住し、独自の言語、宗教や文化の独自性を有する先住民族として認める」決議を全会一致で採択し、政府はアイヌ民族を先住民族として初めて認める官房長官談話¹⁹を発表した。

北海道が 2013 年に実施した「アイヌ生活実態調査」²⁰によると、北海道に居住するアイヌの人口は 66 市町村に 16,786 人となっている。ただし、この調査では「アイヌ」を「地域社会でアイヌの血を受け継いでいると思われる方、また、婚姻・養子縁組等によりそれらの方と同一の生計を営んでいる方」と定義し、「アイヌの血を受け継いでいると思われる方であっても、アイヌであることを否定している場合」は調査の対象とはしていない。

2-4. アイヌ民族研究に関する研究倫理問題

アイヌ民族について研究する上で、研究倫理の問題は常に存在している。アイヌ民族研

¹⁵ 小内 透「序章 問題の所在」『伊達市におけるアイヌ民族の現状と地域住民』北海道大学院教育学研究院教育社会学研究室、2014、pp4

¹⁶ スチュアート・ヘンリ「先住民の歴史と現状」窪田幸子・野林厚志編『「先住民」とはだれか』世界思想社、2009、pp18.

¹⁷ トメイ、M・スエプストン、L 苑原俊明・青西靖夫・狐崎知己訳「先住民族の権利 ILO 第 169 号条約の手引き」論創社、2002 年、pp4

¹⁸ 「私たちについて」公益社団法人北海道アイヌ協会 HP 参照

(<http://www.ainu-assn.or.jp/about04.html>) 2015 年 1 月 10 日閲覧

¹⁹ 「「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」に関する内閣官房長官談話」首相官邸 HP 参照 (<http://www.kantei.go.jp/jp/tyokan/hukuda/2008/0606danwa.html>) 2015 年 1 月 11 日閲覧

²⁰ 「平成 25 年北海道アイヌ生活実態調査報告書」北海道庁アイヌ政策推進室 HP 参照 (http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ass/ainu_living_conditions_survey.pdf) 2015 年 1 月 12 日閲覧

究者の人権侵害とアイヌ民族への無関心は、これまでアイヌ民族による批判を受けてきた。1984年に北海道ウタリ協会が北海道旧土人保護法に代わる新法を制定すべきことを決議し新法の原案として発表した「アイヌ民族に関する法律（案）」の第3条第5項では、以下のようアイヌ民族研究者を批判している。

第三 教育・文化

5.（前略）従来の研究はアイヌ民族の意思が反映されないままに一方的に行われ、アイヌ民族をいわゆる研究対象としているところに基本的過誤があったのであり、こうした研究のあり方は変革されねばならない。²¹

アイヌ民族研究者の自分本位な研究のあり方への憤りが汲み取れる内容である。また、2012年には研究目的で墓からアイヌ民族の遺骨を無断で持ち去ったとして、アイヌ民族が北海道大学を相手取り、遺骨の返還と慰謝料の支払いを求めて訴訟を起こした²²。野元弘幸は、アイヌ民族からの研究者批判を以下の2つの問題として分析する²³。一つは「研究主体の問題」である。アイヌ民族を対象のみと捉える研究者本意の研究が批判されてきた。アイヌ民族自身が主体となりアイヌ民族の合意をもって研究を進めるため、研究者がアイヌ民族ではない場合はアイヌ民族との共同研究とせざるを得ない。もう一つは、「アイヌ研究者が、アイヌ民族が抱える問題や苦悩に寄りそうことなく、問題をともに解決するという姿勢に決定的に欠けていた」という問題である。アイヌ民族は現代においてもなお厳しい状況に身を置かれている。過去のアイヌ研究はアイヌ民族の問題を直視せず、研究者の研究欲求を満たすために自分本位な研究活動を行っていた一面がある。アイヌ民族研究は、アイヌ民族の声に常に耳を傾け、アイヌ民族の抱える問題解決を意図するものでなくてはならない。

3. アイヌ民族と教育

政府は長い間アイヌ民族を先住民族として認めず、アイヌ民族の教育に対する対応は決して十分ではなかった。本項では「先住民族の教育権」、「アイヌ民族の教育に対するニーズ」の2つに分けて、アイヌ民族教育に関する現状と課題について検討する。

²¹北海道ウタリ協会『アイヌ史 北海道アイヌ協会北海道ウタリ協会活動史編』北海道ウタリ協会、1988年、pp1258-1262

²²『朝日新聞』2012年3月26日 夕刊社会1面

²³野元弘幸「アイヌ民族教育研究の課題と方法」『人文学報 教育学』46号、2011年、pp50

3-1. 先住民族の教育権

先住民族政策の国際的な枠組みを示したのが、2007年9月13日に国連総会本会議・第61会期において採択された「先住民族の権利宣言」である。1982年に国連人権小委員会に「先住民作業部会」が設置されてから25年の歳月を経て作成されたこの宣言は、様々な領域で先住民族が保持する権利を示している。「先住民族の権利宣言」の中で教育に関する権利を示しているとされる条項である第14条と第15条は、以下のとおりである。

第14条

1. 先住民族は、その文化に沿った教育及び学習の方法に適した仕方で、その固有の言語で教育を提供する教育制度及び施設を設立し、及び管理する権利を有する。
2. 先住民である個人、特に子どもは、差別されることなく国のすべての段階及び形態の教育を受ける権利を有する。
3. 国は、先住民族と協力して、その共同体の外で生活している者を含む、先住民である個人、特に子どもが、可能なときには、その固有の文化及び言語で行われる教育を受ける機会を得られるようにするため、効果的な措置をとらなければならない。

第15条

1. 先住民族は、その文化、伝統、歴史及び願望の尊厳と多様性が、すべての形態の教育及び公的情報の中に適切に反映されることに対する権利を有する。
2. 国は、関係する先住民族との協議及び協力に基づき、偏見と闘い、差別を撤廃し、並びに先住民族及び社会の他のすべての構成員の間の寛容、理解及び善隣関係を促進するため、効果的な措置をとらなければならない。²⁴

野元弘幸は、第14条をアイヌ民族・先住民族の教育に関わる極めて重要な条文であると、各項を以下のように解釈する。第1項は「先住民族が民族固有の言語を教授言語として使用し、民族が継承してきた知恵や技術をベースとしてきた民族固有の内容や方法による民族学校や民族大学を設立し運営する自己決定権」²⁵を記している。同条第2項は「先住

²⁴ 「先住民族の権利に関する国際連合宣言(A/RES/61/295)」 翻訳 北海道大学アイヌ・先住民研究センターVer. 2.2(2008年8月) 北海道大学アイヌ・先住民研究センターHP 参照 (http://www.caiss.hokudai.ac.jp/wp-content/uploads/2012/03/indigenous_people_rights.pdf) 2015年1月11日閲覧

²⁵ 野元弘幸「序：アイヌ民族・先住民族教育研究の課題と展望」日本社会教育学会編『アイヌ民族・先住民族教育の現在』東洋館出版社、2014、p10-11

民族が、差別なく平等に教育を受ける権利²⁶を記すが、これは「非先住民族の人々と同じ教育を受けられればよいという形式的平等ではなく、先住民族の言語や文化に配慮した適切な方法で質の高い教育を平等に受ける権利」²⁷である。第3項は、「国の責務」を明確に示したもので、共同体の外で生活している子供に対しても保障の範囲を広げている。さらに前田耕司は、この第14条第2項の条文は「経済的な理由等により進学を断念せざるを得ない先住民族のこどもに高等教育機関へアクセスの機会を保障するアフターティップ・アクション（少数派優遇措置）の可能性を含意」²⁸するとしている。また第14条の第2項と連動して、前田は第15条の第2項を「異文化間の相互理解を促進するための条件整備の必要性について規定した条項」²⁹とし、第15条第1項は「先住民族の理解促進を図るための手段・方法のあり方が重要であるとして、先住民族の文化・伝統・歴史等について示唆的な提起を行っている」³⁰とする。

以上の先行研究より、「先住民族の権利宣言」の第14項、第15項は先住民族に対して以下の5つを保障していると言える。

- ① 先住民族言語による教育（第14条第1項）
- ② 先住民族自身による民族学校の設置・運営（第14条第1項）
- ③ 文化・言語の違いや経済的状況に配慮した質の高い教育上の平等（第14条第2項/第15条第2項）
- ④ 共同体外の先住民族が先住民族言語・文化を学ぶ機会（第14条第3項）
- ⑤ 教科書や公共放送などあらゆる形態での理解促進（第15条第1項）

「先住民族の権利宣言」で保障されるこれらの5つを保障内容によって、「民族教育の実現（①・②・④）」、「教育機会の平等（③）」、「アイヌ民族理解のための教育充実（⑤）」の三つに分類する。①と②と④は、共同体外を含めて先住民族が独自の価値観と生活様式をもって主体的に教育を実行する「民族教育の実現」を保障している。③は、非先住民族と同じ教育を受けるだけではなく、彼らの文化的な違いや経済状況に配慮した「教育機会平等」を求めている。⑤は、先住民族の文化や言語が適切に理解され、先住民族の尊厳を保

²⁶野元弘幸「序：アイヌ民族・先住民族教育研究の課題と展望」日本社会教育学会編『アイヌ民族・先住民族教育の現在』東洋館出版社、2014、p11

²⁷同上、p11

²⁸前田耕司「先住民族をめぐる教育政策の課題と国際教育学の視座」日本国際教育学会創立20周年記念年報編集委員会編『国際教育学の展開と多文化共生』学文社、2010年、pp12

²⁹同上、pp13

³⁰同上、pp13

たれた形態で学ばれる機会を整える「アイヌ民族理解のための教育の充実」を表す。この「先住民族の権利宣言」が保障する教育権の 3 分類を元に、次項でアイヌ民族の教育に対するニーズを考察する。

3-2. アイヌ民族の教育に対するニーズ

本項ではアイヌ民族が求めている教育のあり方を考える。その際、北海道ウタリ協会の「アイヌ民族に関する法律(案)」で要求された教育に関する施策を「先住民族の権利宣言」で保障された教育の権利と比較すると共に、現代のアイヌ民族の教育ニーズを知るために2013年の「北海道アイヌ生活実態調査」と2008年の「北海道大学アイヌ民族生活実態調査」での統計やアンケート調査結果の精査をする。また、アイヌ文化振興法制定過程から高まってきたとされる「民族教育機関設立要求」に関する先行研究を考察する。

3-2-1. アイヌ民族に関する法律(案)

1984年に北海道ウタリ協会はアイヌ民族の尊重と権利保障を求めて「アイヌ民族に関する法律(案)」³¹(以下、アイヌ新法案)を決議した。この新法案の第三条教育・文化の領域のうち、教育については以下の4つの施策が求められた。

- ① アイヌ子弟の総合的教育対策
- ② アイヌ子弟教育へのアイヌ語学習導入
- ③ 学校教育および社会教育からアイヌ民族差別の一掃するための対策
- ④ 大学におけるアイヌ講座の開設/アイヌ民族の教員登用/アイヌ子弟の入学受講の特例措置の実施

この4つの施策を前項で分類した3項目において「先住民族の権利宣言」と対応させたものが表1である。各項目を比較すると、「民族教育の実現」に関しては「先住民族言語教育」と「先住民族の教員としての登用」という点で共通するが、「アイヌ新法案」では民族学校設立要求はなされず、「大学内での講座開設」に留まっていたことがわかる。アイヌ文化振興法制定過程において民族学校設立を求める声が高まったことは後項で考察する。また「先住民族の権利宣言」では、「可能であれば」という条件付きではあるが、共同体外の先住民族が自分の文化を理解する機会の設置が記されていた。「教育機会の平等」に関しては「アイヌ新法案」と「先住民族の権利宣言」の保障内容がほぼ一致し、「アイヌ新法案」

³¹北海道ウタリ協会『アイヌ史 北海道アイヌ協会北海道ウタリ協会活動史編』北海道ウタリ協会、1988年、pp1258-1262

表1 先住民族の権利宣言とアイヌ新法の比較

	先住民族の権利宣言	アイヌ新法案
民族教育の実現	<ul style="list-style-type: none"> ・先住民族言語による教育 ・先住民族自身による民族学校の設置・運営 ・共同体外の先住民族が先住民族言語・文化を学ぶ機会 	<ul style="list-style-type: none"> ・アイヌ子弟教育へのアイヌ語学習導入 ・大学におけるアイヌ講座の開設 ・アイヌ民族の教員登用
教育機会の平等	<ul style="list-style-type: none"> ・文化・言語の違いや経済的状況に配慮した質の高い教育上の平等 	<ul style="list-style-type: none"> ・アイヌ子弟の総合的教育対策 ・アイヌ子弟の入学受講の特例措置の実施
アイヌ民族理解のための教育充実	<ul style="list-style-type: none"> ・教科書や公共放送などあらゆる形態での理解促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育および社会教育からアイヌ民族差別の一掃するための対策

では「入学受講の特例措置」についてより明確に示されている。「アイヌ民族理解のための学校教育充実」については、「学校教育（教科書）」と「社会教育（公共放送）」双方で取り組む必要性が共通して記されている。

3-2-2. 北海道アイヌ生活実態調査と北海道大学アイヌ民族生活実態調査

「北海道アイヌ生活実態調査（以下、道調査）」³²と2008年の「北海道大学アイヌ民族生活実態調査（以下、北大調査）」³³での統計やアンケート調査結果の精査をする。道調査は1972年から継続的に調査されており、豊富な行政データを時系列で辿ることができる反面、そのサンプル数の少なさが問題視されている³⁴。2013年に実施されたアンケート調査での有効回答数は586人であり、これはアイヌ人口の3%である。これに対し2008年の北大調査は、北海道ウタリ協会との協力によって世帯票2903票、個人票5703票を獲得し、これは北海道が把握しているアイヌ世帯数の35.1%、個人数の24.0%に相当する。本項では道調査のアンケート調査でのサンプル数の少なさに配慮しつつ、道調査・北大調査の結果から

³² 「平成25年北海道アイヌ生活実態調査報告書」北海道庁アイヌ政策推進室HP参照 (http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ass/ainu_living_conditions_survey.pdf) 2015年1月12日閲覧

³³ 「2008年 北海道アイヌ民族生活実態調査報告書 現代アイヌの生活と意識」北海道大学アイヌ・先住民族研究センターHP参照 (<http://www.cais.hokudai.ac.jp/result/>)

³⁴ 野崎剛毅「アイヌ民族の教育不平等」『國學院大學北海道短期大学部紀要』27号、2010年、pp43

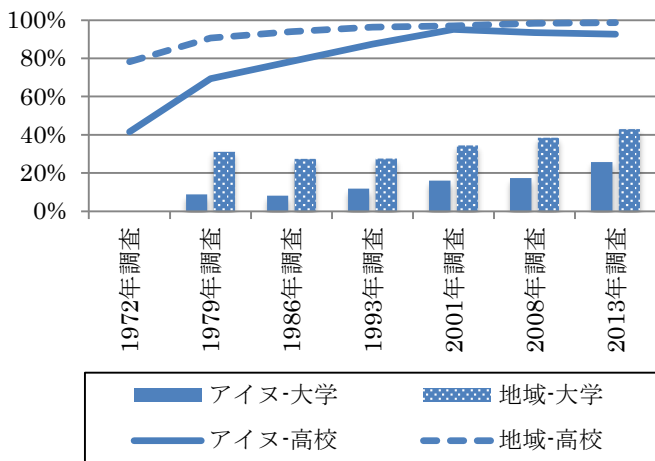


図1 アイヌ民族の進学率

道調査より作成

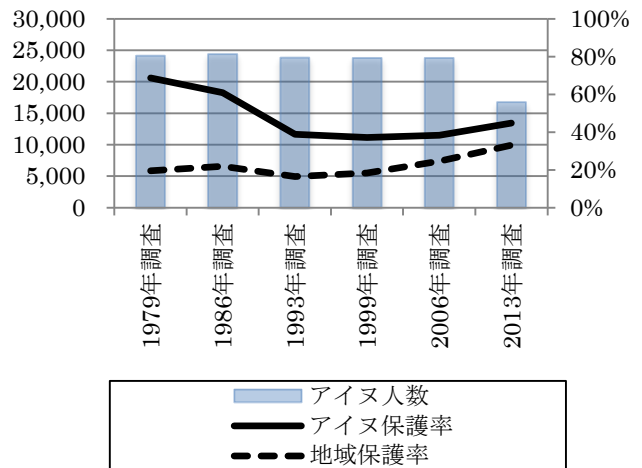


図2 アイヌ生活保護率

道調査より作成

アイヌ民族の進学率と生活状態を分析し、アイヌ民族の教育ニーズを探る。

図1は、2013年道調査より作成したアイヌ民族とアイヌ民族居住市町村住人の進学率である。2013年のアイヌ民族の高校進学率は92.60%で、居住地域全体³⁵の進学率は98.60%である。1972年の調査ではアイヌ民族が41.6%、地域が78.2%と倍近くにあった差が着実に縮まっている。一方、大学への進学率は、2013年の時点でアイヌ民族が25.8%、居住地域の進学率は43%である。依然として大きな差があると言える。また図2はアイヌ民族の生活保護率を表したものである。2013年のアイヌ民族の生活保護率は44.8%であり、2006年調査の38.3%に比べて6.5%上昇している。1979年調査の68.9%から見ると大きく改善されているものの、1993年以降は大きな変化は見られない。アイヌ居住地域の高齢化によりアイヌ民族以外の保護率が上がっているために、アイヌ居住地域の保護率との差は年々減っているが、以前として高い水準であると言えるであろう。

また道調査でのアンケート調査の部分からは、アイヌ民族の教育ニーズが垣間見える。サンプル数の少ないこのアンケート調査の代表性についての疑問は前述の通りであるが、道調査の結果を分析した上でサンプル数の多い北大調査との整合性を後に確認したい。道調査において15歳以上のアイヌ世帯員を対象としたアンケート調査によると、「アイヌの人たちに対して特別な対策が必要だと思いますか」という問いに対して、「特別な対策が必要である」と答えた者の割合が60.6%、「特別な対策は必要ない」が9.6%である。「特別な対策が必要である」と答えた者のうち、「今後、どのような対策が重要だと思いますか（複数回答）」との問いに対して、「進学の奨励、技術・技能の習得など子弟教育のための対策」と答えた者の割合が67.9%と最も高く、「生活と雇用を安定させるための対策」が51.8%、「ア

³⁵ アイヌ民族が居住する地域は、日高・胆振・釧路・石狩の上位4振興局で人数の85.4%を占める。(2013年道調査)

アイヌ文化の保存や伝承のための対策」が 38.6%となっている。同様の質問に対して、1993年、1999年度、2006年の調査でも「進学・奨励、技術・技能の習得など子弟教育のための対策」と答えた者の割合が最も高い。サンプル数が少なく代表性は疑われるものの、このアンケート調査からはアイヌ民族が高い割合で進学等の子弟教育のための対策を求めていることが伺える。

ここで道調査のアンケート調査の代表性を検討するために、サンプル数の多い北大調査におけるアンケート調査の部分を検討する。「アイヌ民族に関する施策のうち、あなたの考えに近いもの（5つまで）」という質問に対する回答では、「アイヌ民族に対して高校・大学進学や学力向上への支援を拡充する」を挙げた者の割合が 51.0%で最も多く、「アイヌ民族への差別が起こらない人権尊重の社会をつくる」が 50.2%、「アイヌ民族の雇用対策を拡充する」が 42.9%、「アイヌ語・アイヌ文化などを学校教育に取り入れる」が 32.7%である。この結果は道調査の内容と一致しており、両調査の結果はアイヌ民族が子弟の進学のための支援を強く望んでいることを明確に示していると言える。

また北大調査では、現在在学でない者のうち 32.3%が「さらに進学したかった」と答えている。この進学したかった者のうち「進学をあきらめたのはなぜですか（複数回答）」という質問に対して、「経済的な理由」を挙げた者の割合が最も多く 76.1%、「就職する必要があったから」が 24.6%、「学力の問題」が 13.6%である。「就職する必要があったから」も「経済的な理由」の一環として考えることができ、アイヌ民族が進学を断念する最も大きな要因が経済的な事情であることが分かる。

さらに北大調査からは、アイヌ民族の高校・大学の中退率の高さが浮き彫りになっている。図 3 はアイヌ民族の高校と大学での中退率を表している。30歳未満のアイヌ民族の高校中退率は 8.2%である。年代によって中退率は変動するものの、北海道の高校中退者の割合³⁶は 2003～2013年は 1.6～2.1%で推移していることを考慮すると、アイヌ民族の中退率が非常に高いのが分かる。また 30歳未満のアイヌ民族の大学の中退率は 11.0%である。参考値として国公立大学・私立大学に加え高等専門学校を加えた全国の中退率³⁷は 2007年で 2.41%、2012年で 2.65%であり、アイヌ民族の大学中退率が非常に高いことが推察される。

以上、道調査と北大調査からアイヌ民族の教育状況とニーズを検討してわかったことは、以下の 3 点にまとめられる。一点目に、アイヌ民族からの子弟教育のための対策への需要が非常に高いことである。アイヌ民族の高校進学率はアイヌ民族以外の住人とほとんど変

³⁶ 「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」北海道教育委員会 HP 参照
(http://www.dokyoji.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/mondaikodo_chosa.htm)

³⁷ 「学生の中途退学や休学等の状況について」文部科学省 HP 参照
(http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/10/_icsFiles/afieldfile/2014/10/08/1352425_01.pdf)

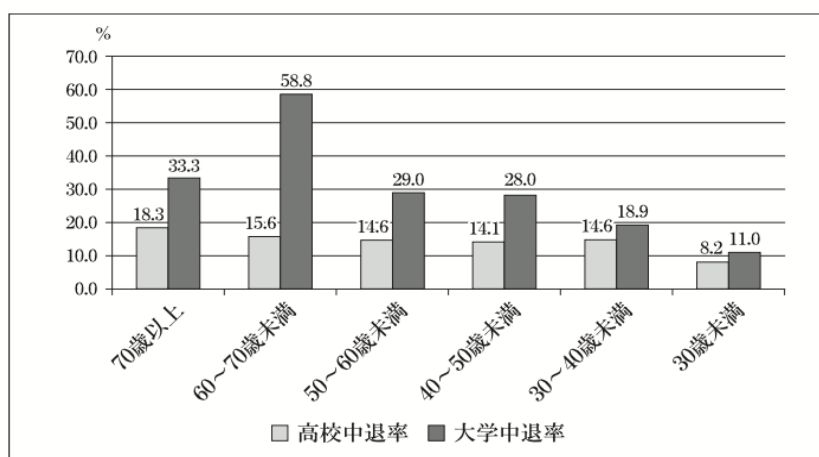


図3 アイヌ民族の高校と大学での中退率

北大調査より作成

わらない水準にあるが、大学進学での差は依然として大きく、支援が求められている。二点目は、経済状況がアイヌ民族の進学を妨げているということである。これまで経済的事情によって多くのアイヌ民族が進学を断念しており、アイヌ民族の生活保護率は未だに高い水準で留まっている。3点目に、アイヌ民族の中退率は非常に高く、進学した後の支援も考えていかななくてはならないということである。

本項では、アイヌ民族の教育に対するニーズを検討してきた。1984年に北海道ウタリ協会によって決議されたアイヌ新法では、教育機会の平等、アイヌ民族理解のための教育充実の二分野へのニーズが全般的に盛り込まれている。それに対して、民族教育の実現に関してはアイヌ民族の教員の登用や講座の開講に留まり、民族教育機関の設立要求までは至っていなかった。また道調査と北大調査からは判明したのは、アイヌ民族の子弟の進学支援へのニーズの高さ、経済状況が子弟教育の障壁になっている事実、また進学後のアイヌ民族の中退率の高さであった。これらは教育機会の均等と民族教育実現の二分野に密接に関わっていると言える。経済状況や生活環境の差異に配慮した進学支援は教育機会の均等へのニーズに分類されるのに対し、中退率の高さについては個人あるいは家庭が抱えている事情に限らず、教育サポートのあり方や学校文化など教育体制の全般がその要因となりえるため、民族教育が解決のポイントであるといえるであろう。また子弟の進学支援に関しては、アイヌ民族の高校進学率上昇により、今後はさらに大学等の高等教育に対してニーズが高まってくると考えられ、彼らが専門知識を修得できる教育環境の充実が求められる。

以上のことから、アイヌ民族の教育ニーズは民族教育の実現、教育機会の平等、アイヌ民族理解のための教育充実の三分野において全般的に存在することがわかった。一方で、生活調査から汲み取れるアイヌ民族が抱える問題を解決していくには、特に民族教育の実

現に関する取り組みが重要になってくるのではないかと浮かび上がってきた。次項では、民族教育の実現に関する先行研究のうち、アイヌ新法の時点では明確に言及されなかったアイヌ民族による「民族教育機関設立」について研究しているものについて検討する。

4. 「民族教育機関設立要求」に関する先行研究

はじめに、アイヌ民族による民族教育機関設立要求について専門的に研究する上野昌之と野元弘幸による先行研究を整理する。アイヌ民族による民族機関設立要求は、1990年代半ば「アイヌ文化振興法」制定過程において、アイヌ民族復興活動が盛んになった頃から議論されていくようになる。1993年に北海道教育大学の相内俊一との対談でアイヌ総合学校の構想を表した萱野茂や1997年に『先住民族の10年 News』第37号でアイヌ民族学校の設立について語った川村シンリツ・エオリパック・アイヌは「文化政策ばかりでなく、諸般にわたるアイヌ民族の専門家を養成することを目的とする教育機関の設立」³⁸を考えている点で共通している。また2008年に衆参両院で「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が採択された後には、世界先住民族ネットワーク AINU が「高校生以下のアイヌ民族教育に関する提言書」と「アイヌ民族教育に関する声明文」を「アイヌ政策のあり方に関する推進室」宛に提出した。これらは、「世界の先住民族の教育運動と連携しながら、日本政府に対して具体的な実現のプロセスまで示す、アイヌ民族教育制度設立要求」³⁹であった。上野昌之は、これらの動きを「アイヌ民族の内部での文化継承者育成という発想から、日本社会における人材としてのアイヌ民族子弟の育成へと変化している」⁴⁰と分析する。

アイヌ民族をはじめとする少数民族の権利を守る運動を行う少数民族懇談会の代表である清水裕二は、「アイヌ民族を対象とする特別な教育制度が、あらたな差別を生み出すのではないかと恐れる人」⁴¹がいる一方で、「現在では（略）アイヌ民族大学の創設が必要だとの認識で一致をみるようになった」⁴²という。その理由として、少数民族懇談会は創設時から民族差別や偏見の解消と民族教育を学校教育に求めてきたが、「一部を除き遅々として進展せず、当少数民族懇談会は、学校教育の改善を求める方向から、日本の教育制度に『アイヌ民族学校』を取り入れるように求め、必要な運動の展開へと転換してきた」という。

³⁸上野昌之「アイヌ学習と民族機関設立に向けて」『日本大学院総合社会情報研究科紀要』、NO. 4、2013、pp173

³⁹野元弘幸、2014、「序：アイヌ民族・先住民族教育研究の課題と展望」日本社会教育学会編『アイヌ民族・先住民族教育の現在』、東洋館出版社、pp15

⁴⁰上野昌之、前掲書、p173

⁴¹清水裕二「アイヌ民族大学の創設を求めて」日本社会教育学会編『アイヌ民族・先住民族教育の現在』、東洋館出版社、pp28

⁴²同上、pp28

少数民族懇談会が求める民族大学とは、「アイヌ民族の正しい歴史と文化やアイヌ民族語の復活を希求し徹底して学び、将来おもに義務制の小中学校の教師としての勤務を求める教員養成大学」であり、「アイヌ民族の子弟及び一般国民並びに希望する外国人学生を対象」とする⁴³。

以上より、近年は「民族学校設立要求」が高まってきたことがわかる。また「民族学校設立要求」が唱えられる背景にある目的として以下の二つ考えられる。一つ目は、上野と野本の研究からわかる「アイヌ民族子弟の中から専門家を養成するため」である。二つ目は、少数民族懇談会が提唱する「正統なアイヌ文化の継承と教員の養成」である。

これまで第三項から第四項に渡って、アイヌ民族の視点からみた教育のニーズを検討してきた。次項では、これらのアイヌ民族教育要求に対して、日本政府が取ってきた政策の展開を確認する。

5. アイヌ民族の教育政策の展開

年表1は、1980年代からのアイヌ民族教育に関する主要な出来事を表している。1982年に国連人権小委員会に「先住民族作業部会」が設置され、各国の先住民族から代表者が集まって、先住民族の権利宣言の草案づくりが始められた。この後25年もの歳月を費やし、2007年に「先住民族の権利に関する国際連合宣言」として身を結ぶこととなる。この間に、日本においてもアイヌ民族の権利保障を求める活動が高まった。1984年7月に社団法人である北海道ウタリ協会が「アイヌ新法（案）」を決議し、北海道知事及び北海道議会に対して新法制定を陳情した。前述の通り、この法律案の中で教育面での要望も組み込まれた。1988年に北海道、北海道議会、北海道ウタリ協会の三者で新法制定を国に要望し、1995年に「ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会（以下、ウタリ懇談会）」が内閣官房長官の私的懇談会として設置される。二年後の1997年に「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」が公布・施行される。1982年に国連で「先住民族の権利宣言」が採択された1年後、衆参両院で「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が採択される。同年に「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会（以下、アイヌ懇談会）」が設置され、一年後に「アイヌ政策推進会議」が発足し、現在に至る。

このように二つの懇談会は、アイヌ政策の大きな二つの転換期にアイヌ民族の政策の方針を定める役割があったと言える。本項ではウタリ懇談会とその後のアイヌ文化振興法並びにアイヌ文化振興・研究推進機構、またアイヌ懇談会とその後に設置されたアイヌ政策

年表1 アイヌ民族教育に関する主要な出来事

⁴³清水裕二「アイヌ民族大学の創設を求めて」日本社会教育学会編『アイヌ民族・先住民族教育の現在』，東洋館出版社，pp34

国内	国際
1984年 ウタリ協会「アイヌ新法（案）」	1982年 国連人権小委員会 先住民族作業部会
1996年 ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会	
1997年 アイヌ文化振興法制定 アイヌ文化振興・研究推進機構開設	2007年 先住民族の権利宣言
2008年6月 アイヌ民族を先住民族と求める決議	2008年7月 洞爺湖サミット
2008年8月 アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会	
2009年～ アイヌ政策推進会議	

推進会議に注目して、アイヌ教育政策について考察する。

5-1. ウタリ懇談会と文化振興法・アイヌ文化振興研究推進機構

1995年3月にウタリ懇談会は設置された。1996年4月に官房長官に出された報告書⁴⁴では、「アイヌ語やアイヌ伝統文化の保存進行及びアイヌの人々に対する理解の促進を通じ、アイヌの人々の民族的な誇りが尊重される社会の実現と国民文化の一層の発展」という基本理念のもと、以下の4つの施策が提言された。

- ①アイヌに関する総合的かつ実践的な研究の推進
- ②アイヌ語をも含むアイヌ文化の振興
- ③伝統的生活空間の再生
- ④理解の促進

この報告書で示された4つの施策は、基本理念で示された「アイヌ文化の振興」と「国民の理解の促進」の二点に基づいている。教育という項目は特別立てられているわけではないが、①において高等教育機関でのアイヌ研究者の育成によるアイヌに関する教育機会の充実を図ること、②において常設のアイヌ語講座を開設すること、③において教員の養成と学校教育の現場で活用しうる教材等の作成が施策として挙げられ、これらを実現する機関として「アイヌ文化振興・研究推進機構」を設置することが提言されている。ここでのアイヌ語講座は、積極的にアイヌ民族教育としてアイヌ語での学習などを視野に入れたものではなく、アイヌ文化振興の一環に留まっている。

⁴⁴ 「ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会 報告書」アイヌ政策推進会議 HP 参照
(<http://www.mlit.go.jp/common/000015022.pdf>) 2015年1月11日閲覧

このウタリ懇談会の後に制定された文化振興法は文化振興に特化しており、北海道ウタリ協会が提出したアイヌ新法(案)と比較して限定的な内容であることが批判されている。一方で、常本輝樹は、この振興法はアイヌ文化の振興に一定の貢献をしたことを指摘する。特に教育分野では、「小学校から大学までの教育機関で、人権教育等の一環としてアイヌ民族が取り上げられるようになったのも振興法の影響」⁴⁵としている。また上野昌之はアイヌ文化振興・研究推進機構の事業により、「アイヌ文化の普及・啓発・交流などの既存の活動、日常的活動の延長にある活動に関しては利便性が高いものと判断されるようになり文化的な活動は盛んになっていった」⁴⁶と評価する。教育分野に関しても、「こうしたアイヌ文化の許容は学校教育にも波及し、総合的な学習の時間などでアイヌに関する授業実践例は増加しており、道内の大学でのアイヌ関係講座も目立ってきている」⁴⁷と評価する。このように、ウタリ懇談会での議論では特別教育について議論されることはなく、国民のアイヌ民族理解の促進の手段に留まっていた。しかし、その後のアイヌ文化振興法やアイヌ文化振興・研究推進機構は、アイヌの文化を教育の現場に持ち込むきっかけをつくる役割を果たしたといえる。しかし、アイヌ文化振興法やアイヌ文化振興・研究推進機構が行ってきた「うたい文句に彩られた文化的催しに、民族的なアイデンティティを感じられないアイヌが数多く存在する」⁴⁸ことや、「限定された『伝統』や『文化』の枠組みのなかで政策が進められている」⁴⁹といった指摘があったことも忘れてはならず、先住民族の立場からの政策立案には至っていなかった。

5-2. アイヌ懇談会とアイヌ政策推進会議

2008年に設置されたアイヌ懇談会は2009年に官房長官に報告書⁵⁰を提出した。その中で取り組むべき政策を①国民の理解促進、②広義の文化振興、③アイヌ政策を推進するシステムの整備に分類した上で、教育を①国民の理解促進の分野に置いている。この中で教育分野において取り組むべき具体的な施策を述べている。長期的には、高度教育機関でのアイヌ民族研究の成果を教育の現場や学習要領改定に活用していくこと目標とし、短期的に

⁴⁵常本輝樹「アイヌ文化振興法の意義とアイヌ民族政策の課題」北海道大学アイヌ・先住民研究センター編『アイヌ研究の現在と未来』北海道大学出版会、2010年、pp216

⁴⁶上野昌之「アイヌ民族に関する史的展開」日本社会教育学会編『アイヌ民族・先住民族教育の現在』、東洋館出版社、pp44

⁴⁷同上、pp44

⁴⁸野本正博「イオルプロジェクトからみる先住民族としてのアイヌー日本の先住民族を取り巻く現状と課題」窪田幸子・野林厚志編『「先住民」とはだれか』世界思想社、2009年、pp318.

⁴⁹同上、pp318

⁵⁰「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会 報告書」アイヌ政策推進会議 HP 参照 (<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/ainu/dai10/siryoul.pdf>) 2015年1月11日閲覧

は教科書の記述拡充・副読本の配布数拡大、教員への研修、体験学習の促進を通して「義務教育終了時までには、アイヌの歴史や文化等に関する基礎的な知識の習得や理解の促進が可能となるような環境整備」を図るとする。アイヌ懇談会が終了した後、2009年にアイヌ政策推進会議が発足した。アイヌ政策推進会議が2015年1月現在までに実施あるいは検討してきた主な取組は、「民族共生の象徴となる空間」と「北海道外アイヌの生活実態調査」、「国民理解を促進するための活動（戦略的な広報）」の三つである。

これらを比較すると、これまでの政策は教育を国民のアイヌ民族理解促進のための施策の一つとして扱っていることで共通しており、ウタリ懇談会と比べてアイヌ懇談会の報告書ではより具体的な施策が述べられるようになっていくことが評価できる一方、これらの施策を実現する一層の努力が求められる。またウタリ懇談会は「先住民族の権利宣言」以前であるのに対して、アイヌ懇談会は政府がアイヌ民族を先住民族と認める談話を発表した後であり、「アイヌ民族理解のための教育充実」だけでなく、アイヌ民族の先住民族としての教育権を保障する政策を積極的に取るべきである。世界先住民族ネットワーク AINU はアイヌ懇談会に対して提言書では、アイヌ教育政策について「アイヌ語を義務教育段階で学べるようにすること、またアイヌ民族がアイヌ文化を習得したいときは何歳であろうとも学習出来る機関を、国の責任において作ること」⁵¹、また「教科書などにおける歴史記述の視点やその内容、歴史区分についてもアイヌ民族の意見を十分に取り入れる」⁵²ことを求めている。これは「アイヌ民族教育」という視点の欠如を指摘するものである。

6. アイヌ民族教育の実現

本稿では先住民族の教育権とアイヌ民族の教育に対するニーズ、そしてこれまでの政策を合わせて分析することで、アイヌ民族の目線に立ち、これから求められてくる施策を考察することに試みた。3-1. 先住民族の教育権では、先住民族の権利宣言で保障される教育権を「民族教育の実現」、「教育機会の平等」、「アイヌ民族理解のための教育充実」の3つに区分けし、これがアイヌ新法案にも対応することを確認した。3-2. アイヌ民族の教育に対するニーズでは、道調査・北大調査をもとにアイヌ民族は「教育機会の平等」「アイヌ民族理解のための教育充実」だけではなく、「民族教育の実現」に対する施策を必要としていると分析し、4. 「民族教育機関設立要求」に関する先行研究では、アイヌ民族の中から民族教育の実現に関しての声が高まってきていることを確認した。5. アイヌ民族教育政策の

⁵¹ 「「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」に対する「世界先住民族ネットワーク・AINU」からの提言」世界先住民族ネットワーク AINU HP 参照 (<http://www.win-ainu.com/teigen.pdf>)
2015年1月11日閲覧

⁵² 同上

展開では、これまで政府が行ってきた教育政策に対して、アイヌ民族の文化や言語をより反映した政策を求められていることを確認した。これらを踏まえると、アイヌ民族に関する教育において私たちがこれから目指していくべきものとして「アイヌ民族教育の実現」が浮かび上がってくる。民族教育機関の設置やアイヌが主体となっていく民族教育は、アイヌ民族の教育に関するニーズに応え、彼らの地位を保障するものになる大きな可能性がある。しかし、日本で先住民族の教育権利が議論されるようになってからまだ日は浅く、なかでもアイヌ民族教育や教育機関の設立に関する研究は従来ほとんど行われてこなかった⁵³。民族教育を導入する上でどんな障壁があるのか、また民族教育が本当にアイヌ民族にとって必要であるのかという根本的な議論も含めて、これからさらに議論が活発になっていくことに期待したい。ここでアイヌ民族教育に関して研究している日本社会教育学会のこれまでの成果から、これからの研究課題を考察したい。日本教育学会では2009年から「国連先住民族宣言と国のアイヌ民族先住民族承認を受けて、アイヌ民族の教育要求の所在を明らかにし、民族的教育権講師の上での課題を研究すること」を目的として、アイヌ民族学校と教育の課題をテーマにする教育学会が開かれている。部会の発案者の野元弘幸は、これからのアイヌ民族教育研究の課題と方法について以下のようにまとめている。⁵⁴

- (1) 原理・制度・方法論の研究
 - ①アイヌ民族教育システム構築に関する研究
 - ②多文化・多民族共生の原理に関する研究
 - ③アイヌ民族教育研究の方法論の研究
- (2) 実践研究
 - ①アイヌ民族学習支援の現状と課題
 - ②アイヌ民族の言語と伝統継承に関する調査
 - ③アイヌ文化・歴史に対する理解
 - ④アイヌ学校の設立運動の歴史的検討
 - ⑤大学におけるアイヌ民族に関する教育・研究の実際
- (3) 比較研究
 - ①国際比較研究
 - ②朝鮮学校比較
- (3) 具体像の提示
 - ①アイヌ民族学校

⁵³野元弘幸「アイヌ民族教育研究の課題と方法」『人文学報 教育学』46号、2011年、pp53

⁵⁴同上、pp50-53

②アイヌ民族大学

原理・制度・方法論の研究に関しては、憲法や教育関連法等をアイヌ民族の権利の根拠となり得るよう改正・制定していくための研究を示している。現状の法制度には、先住民族の教育権に関する保障は規定されていない⁵⁵。社会的マイノリティに関する問題に疎い日本では、法制度等の基盤の整備は必要不可欠と言えるであろう。また野元は「文化だけの視点ではなく民族の視点が不可欠」⁵⁶とする。アイヌ民族が先住民族として認められている以上、アイヌ民族を多文化のうちの一文化ではなく、権利やアイデンティティをもつ主体としての視点が必要とされている。また実践研究としてアイヌ民族の言語・文化継承や教育活動の取り組みについて調査分析、比較研究として先住民族権利運動の先進国との比較や少数マイノリティとして民族学校を運営する例として朝鮮学校等を研究していくことが求められる。研究部会では教育機関の具体像の提示までは至っていないものの、アイヌ民族と共同で民族学校・大学の設立を検討している。また上野昌之は、研究部会がこれらの教育機関をガバナンスする公的機関としてアイヌ民族教育委員会の設立を検討していることに注目する⁵⁷。アイヌ民族教育委員会は野元が課題として挙げているような法制度の整備の際に公的機関として国や行政と協働し、アイヌ民族の声を施策に生かしていくことが可能である。また教育委員会は、実践されているアイヌ民族に関する教育に関しての調査機関となり得るだけでなく、不当な介入や差別実態に対する監視役を担うこともできる。アイヌ民族教育委員会の設立は、アイヌ民族教育を実現する上の重要なステップのひとつといえるであろう。

7. おわりに

本稿ではアイヌ民族が先住民族としてもつ教育権をもとに、必要な教育施策を考察した。この研究に取り組む上で、私は「なぜ先住民族の教育をサポートしなければならないのか」という問題に常に向き合わなくてはならなかった。私の卒業研究を周りの人に説明する際、必ずこの質問が問われた。私は研究を通して多くの文献に目を通し、先住民族が持つ権利の根拠や正統性について知識をつけていった。しかしこうした学術的な説明は、時として、人を十分に納得させることはできない。論理的に先住民族の権利は理解できても、感覚的

⁵⁵上野昌之「アイヌ学習と民族機関設立に向けて」『日本大学院総合社会情報研究科紀要』、NO. 4、2013、pp174

⁵⁶野元弘幸「アイヌ民族教育研究の課題と方法」『人文学報 教育学』46号、2011年、pp53

⁵⁷上野昌之「アイヌ学習と民族機関設立に向けて」『日本大学院総合社会情報研究科紀要』、NO. 4、2013、pp174

にどうしてマイノリティである彼らに向けた施策を取ることが受け入れられない人は未だに多い。私はこうした経験からもどかしい思いを覚えると同時に、権利運動に取り組むアイヌ民族が立ち向かう壁の高さを実感した。今回テーマとして取り組んできた「教育」は、長期間をかけて人々の中に蓄積され、社会を大きく変える力をもっている。教育の現場での「アイヌ民族の理解」が、制度上だけでなく、社会全体でアイヌ民族の権利を保障できる将来を築くことを願う。

最後に、本論文作成にあたりにご指導を頂いた塩原良和教授に、深く謝意を申し上げます。また、多くの示唆やアドバイスを頂いた塩原良和研究会の皆様にも御礼申し上げます。